

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、当社を支えていただいている5つの主体「株主様、お客様・お取引先様、地域社会、社員・家族、地球」との間に強い信頼関係を構築することを企業ミッションとしております。

また、法令等の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、当社を取り巻く事業環境の変化に対応した経営の迅速な意思決定と、経営の健全性・透明性・公正性を高めていくことが、継続的に企業価値を向上していく上で重要な課題であると考え、これに資するコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

〔補充原則1-4-1〕

当社は、政策保有株主からの株式の売却等、意向が示された場合には、株主との対話の一環として、その理由や背景の把握に努めるものの、事業における取引等の検討材料とはいたしません。

〔補充原則1-4-2〕

会社や株主共同の利益を害しないかどうか十分検証し、そのおそれのある場合は縮減に努めます。

〔補充原則2-5-1〕

当社では、経営陣から独立した窓口は設置しておりませんが、今後運用状況を把握する中で必要に応じ設置に向けて検討して参ります。また、内部通報に係る社内規程(KOAホットライン)において、匿名での通報の受付、通報者への不利益取扱いの禁止、関係者への守秘義務等の通報者が保護される体制を整備しております。

〔原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮〕

当社においては、企業年金の積立金の運用については、従業員の安定的な資産形成のため、適切な資産配分に考慮しつつ、所定の機関に委託しております。また、運用実績等については、各委託先より定期的に報告を受けるなど、適切に管理・モニタリングしております。現時点で運用に当たると十分な資質・能力を持った人材の配置には至っておりませんが、担当部門において担当者を配置し、委託先を適切にモニタリングしております。また、外部の専門家・アドバイザーの活用・登用や委託先のモニタリング指針・基準などの策定については、積立金の規模の変化に応じて導入を検討することといたします。

〔原則3-1 情報開示の充実〕

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

(方針)

当社では、ステークホルダーである「5つの主体」との信頼関係構築を企業ミッションとしており、経営陣幹部・取締役の報酬は、これを念頭に代表取締役が一定の基準に基づき決定しております。また、業績や株価パフォーマンスの好不調に応じて、適切な報酬となるよう必要に応じて取締役会でも検討しております。なお、経営陣幹部・取締役の報酬については、取締役会で特定の方針は定めておりません。インセンティブ報酬は、現時点では導入の予定はありませんが、これを否定するものではなく、今後必要に応じて検討して参りたいと考えております。

(手続)

各取締役の報酬額は、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会の授權を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。

各監査役の報酬額は、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。また、報酬決定に係る手続は、報酬委員会の導入と併せて、今後検討して参ります。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

(手続)

現在、代表取締役が推薦した者を取締役・監査役候補者として取締役会にて決定しております。なお、監査役候補者については、監査役会の承認を得ております。また、指名における手続は、任意の指名委員会の導入と併せて、今後検討して参ります。

〔補充原則4-1-3〕

取締役会は、当社の企業理念を踏まえ、経営環境の変化に迅速に対応する経営戦略を策定して参ります。また、その実施状況を適切にレビューするとともに、時代とともに変化する経営者像に関して継続的に議論し相応しい人材の育成に努めて参ります。

〔補充原則4-2-1〕

報酬については、代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定しております。なお、インセンティブ報酬は導入しておりませんが、中長期的な会社の業績を含めたパフォーマンスや中期経営計画の達成度等を勘案した上でその金額を決定しており、健全な動機付けに資するものと考えております。今後は自社株を用いた報酬制度についても前向きに検討を行って参ります。

〔補充原則4-3-1〕

当社では、経営陣幹部の選任や解任については取締役会規程に基づき実行しております。選任に当たっては、業績へのパフォーマンス、中期経営計画・取締役会としての監督機能・業務執行等への貢献を考慮した評価を行い、取締役候補者としております。

解任に当たっては、取締役会において、透明性に重きをおいて原因究明と責任の所在を明らかにし、必要に応じて株主総会に解任を付議することとしております。また、選解任における適切な基準と手続については、任意の指名委員会の導入と併せて議論して参ります。

[補充原則4-3-2及び4-3-3]

任意の指名委員会の導入検討にあたり、代表取締役求められる資質・能力等の基準や育成計画と併せて、選解任における適切な基準と手続について、社外取締役を含めた取締役会にて検討して参ります。

[原則4-10 任意の仕組みの活用及び補充原則4-10-1]

現在、指名・報酬等を諮問する任意の委員会等はありませんが、今後導入を検討して参ります。現時点では、毎月開催される取締役会を基本として、経営会議やその他会議体の開催を通じて更なる統治機能の充実を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1-4 いわゆる政策保有株式]

当社は、取引を強化する目的等で政策保有株式として取引先等の株式を保有しております。これら株式の保有にあたっては、取引関係の強化等によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して投資可否を判断しております。取締役会では、定期的にその保有状況を確認するとともに、保有に係るトータルリターン等のパフォーマンスと保有に伴う損失発生などのリスクを比較・分析し、保有継続の妥当性を検証しております。政策保有株式の議決権につきましては、現時点では統一した基準を設けておりませんが、議決権行使にあたっては、トータルリターン等のパフォーマンスや議案内容が株主価値の向上に資するものかを精査し、懸念があれば投資先企業への確認等をした上で適切に行使いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

関連当事者取引について、取締役の利益相反取引に該当する場合は、会社法の規定により取締役会の承認を得ることとしております。利益相反に当たらないものにつきましては、財務グループが毎期末に当社役員に対して「関連当事者の開示に関する会計基準」に定める取引の有無等の確認を行っており、必要に応じて取締役会に報告し承認を得ております。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当報告書1の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ（経営理念）や経営戦略、経営計画

経営理念については、当社WEBサイト内の「KOAの理念」「KOAマインド」に掲載しております。

(<http://www.koaglobal.com/corporate/message>, <http://www.koaglobal.com/corporate/mind>)

経営計画については、ROE8%を目標値とした中期経営計画を策定しております。品質・信頼性を重視する市場を中心に、高付加価値製品を提供し継続的に競争力を高めるとともに、イノベーションの動向を予測し、そこで必要とされる技術や製品開発に経営資源を投入し、お客様と共に新たな価値を創造する活動を進めております。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書1の1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当報告書1の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
(方針)

当社の取締役会は、必要最小限の員数により、的確・迅速な意思決定をしていくことを方針としております。そのため、それぞれ当社の経営機能に最も精通した取締役を選任しております。一体的な連結経営のために、取締役は関連する国内外の子会社・関連会社の取締役を兼務しており、担当分野のみならず、経営全般に関して知識・経験を求められます。また、社外取締役は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考に当社独自の独立性基準を設けており、独立性を備えるとともに、経営全般の知識・経験を求めています。以上の条件に基づき、役員選任議案を取締役会で決議しております。

(手続)

当報告書1の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」をご参照ください。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知の参考書類にて開示しております。

(<http://www.koaglobal.com/ir/soukai>)

[補充原則4-1-1]

当社は、当社を取り巻く事業環境の変化に対応した経営の迅速な意思決定と、経営の健全性・透明性・公正性を高めていくことを主眼に置いて、「取締役会規程」並びに「組織及び業務分掌規程」にて、取締役会及び経営陣幹部が何を判断・決定するかを定めております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では、社外取締役の選任にあたり東京証券取引所が定める独立性の基準に加え、当社の社外取締役の独立性基準に基づき、企業経営や法務・会計等の高い専門性と豊富な経験・知識を有し、当社の企業経営に対して率直かつ建設的な助言や監督をいただける方を選任しております。

[補充原則4-11-1]

当社の取締役会は、必要最小限の員数により、的確・迅速な意思決定をしていくことを方針としております。そのため、それぞれ当社の経営機能に最も精通した取締役を選任しております。加えて一体的な連結経営のために当社取締役は関連する国内外の子会社の取締役も兼任することとしており、担当分野のみならず経営全般に関して、例えば「企業戦略や会社経営、品質、技術、生産、営業、海外事業、教育」等の各分野に関して知識・経験が求められています。これらの分野に精通した人材を求めるとともに、ジェンダーや国際性の面を含み多様性に留意した知識・経験・能力のバランスのとれた取締役会の構成を追求しております。以上の条件に基づき、役員選任議案を取締役会で決議しております。

[補充原則4-11-2]

当社の社外取締役・社外監査役をはじめとする役員の兼任状況は、当社における役割・責務を適切に果たすために合理的な範囲であるかどうかを役員選任議案を取締役会で審議する際に確認しており、株主総会招集通知の事業報告において開示しております。

[補充原則4-11-3]

社外取締役2名による「社外取締役協議会」にて、1. 運営状況（審議時間、開催頻度、議案、出席率、提供資料の情報の質・量）、2. 当社ガバナンス基本方針に沿った運営がなされているか、3. 中長期的な経営課題や経営戦略とそれに伴うリスク等、重要な案件について十分議論がなされているか、4. その他必要と認められる事項、を評価項目として評価を行いました。

(評価結果)

審議時間・開催頻度・議案・出席率・提供資料の情報はどれも適切である。また、自社のガバナンス基本方針に沿った運営も行われており、実効性は確保されていると判断する。なお、コーポレートガバナンス・コードの「独立社外取締役の有効活用」という観点から、以下の点を望む。

1. 取締役会への提案・報告内容中、下位会議体や役職者での決定事項は極力要約し、取締役会として審議・決定する内容主体にすることを、今以上に心がけることを望む。また、審議効率化のため、付議資料は可能な限り事前配布することが望ましい。

2. 独立社外取締役の知見を十分に生かし、重要な意思決定により有効に参加させるためには、社外取締役にとっても必要且つ十分な情報を、さらに適切に提供することが望ましい。また、その情報（意思決定の結果実行される案件の「要点」）には、以下の点を含むことを意識してもらうと、より効果的な付議資料となる。

i 当該案件の実効によって、五つのどの主体に具体的（且つ可能であれば定量的）にどのような価値がどのタイミングで持たせるのか。

ii 当該案件の実効によって、自社が被る具体的（且つ可能であれば定量的）なコストとリスク（リスクとは、コスト増大要因、想定されている価値が実現できない要因、ある主体の利害と一致しない要因などを含む）

iii 当該案件の代替手段の有無（同程度の価値をより低いコストとリスクで実現できないのか）

iv 当該案件と同様の案件が将来的に実行されることが想定されている場合、それらの相互影響の検討。

【補充原則4-14-2】
社内の取締役・監査役に対するトレーニングについては、社外で開催される経営・監査に必要な素養・知識・スキル習得のための研修等への参加により行っております。社外取締役・社外監査役に対するトレーニングについては、定期的に当社の事業内容や会社の運営体制、経営戦略に関する説明や必要に応じ各事業所等への訪問等を実施しております。その他、法改正や社会情勢等の経営環境に影響ある内容に対して、随時専門の研修等への参加機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主や投資家に対して中長期的な企業価値の向上に資するよう、建設的な対話を積極的に行うことを基本方針として、以下の体制を整備し取り組んでおります。

(1) 株主との対話全般について、下記(2)～(5)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話を実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

経営管理インシアティブ担当取締役。

(2) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
主に経営戦略センターと総務センターが連携して取り組んでおります。また、社内の経営企画、総務、法務、知財、財務・経理、CSR、人事等を担当する各センターの責任者は、毎月1回以上会合を行っており、対話に資する情報の確認・分析等を行っております。

(3) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
第2四半期、本決算発表翌日に、代表取締役及び経理担当取締役が出席する機関投資家向けIR説明会を実施しております。また、IR説明会実施後、経営戦略センターゼネラルマネージャーが約1週間かけ機関投資家等とスモールミーティングを実施しております。

(4) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
対話において頂戴した意見等は、経営戦略センター・総務センターが連携・集約し、経営管理担当取締役を通じて取締役会へフィードバックされていきます。フィードバックの内容は、担当取締役等を中心に担当部門等に還元し、企業活動の課題として検討して参ります。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策
「内部者取引管理規程」に則り、インサイダー情報や沈黙期間（決算日の翌営業日から決算発表日）につき適切に運用します。また、インサイダー情報においても同様に適切な管理を行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,700,700	7.29
日本生命保険相互会社	2,226,650	6.01
株式会社八十二銀行	1,832,400	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,767,100	4.77
野村信託銀行株式会社	1,510,600	4.07
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,000	2.70
日本電気株式会社	868,333	2.34
三菱UFJ信託銀行株式会社	700,000	1.89
KOA共栄会	695,530	1.87
株式会社小糸製作所	680,350	1.83

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は、平成31年3月31日現在の状況であります。
平成31年3月31日現在の当社が保有する自己株式は3,425,692株であります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
マイケル・ジョン・コーバー	その他											
北川 徹	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
マイケル・ジョン・コーバー	○	----	企業戦略の専門家及び会社経営者として幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に関して適切かつ有用な助言と業務執行に対して客観的立場から監視・監督等、役割を発揮いただけるものと判断しております。 また、当社と同氏経営会社との間に取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断して独立役員に指定しました。

北川 徹	○	----	上場会社においてCFOや経営企画室長を歴任するなど、会計及び会社経営に関する幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営全般に関して適切かつ有用な助言と業務執行に対して客観的立場から監視・監督等、役割を発揮いただけるものと判断しております。 また、当社と同氏との間に取引関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断して独立役員に指定しました。
------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の往査に立会い、また、監査講習会に出席し会計監査人から報告を受けるなど、連携を図り監査の実効性が上がるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
上拾石 哲郎	弁護士													
飯沼 好子	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

上拾石 哲郎	○	----	弁護士として企業法務に関する豊富な知識・見識を有しており、専門的かつ中立的立場から当社の経営監視・監督等、役割を発揮いただけるものと判断しております。 また、当社と同氏は現在コンサルティング契約・顧問契約はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断して独立役員に指定しました。
飯沼 好子	○	----	税理士として財務・会計に関する豊富な知識・見識を有しており、専門的かつ中立的立場から当社の経営監視・監督等、役割を発揮いただけるものと判断しております。 なお、当社と同氏が経営する税理士法人とは現在顧問契約を締結しておりますが、その年間の顧問料は3百万円以内であり、当社が定める独立性判断基準の他、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立性基準を満たしていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断して独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現行の報酬体系が十分機能しており、それ以上のインセンティブ制度付与の必要性が現段階では必要がないと判断するからであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

平成31年3月期における役員報酬等の内容は以下のとおりであります。

- ・取締役 7名(社外取締役を除く) 268百万円
- ・監査役 2名(社外監査役を除く) 42百万円
- ・社外役員 4名 24百万円

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬については、株主総会決議により、それぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。

1. 取締役の報酬総額は、平成25年6月15日開催の第85回定時株主総会において、年額350百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成10年6月13日開催の第70回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。

各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、総務センターが連絡窓口その他のサポートを行っております。社外監査役については、総務センターが連絡窓口を、経営戦略センターがその他サポートを行っております。また、常勤監査役が必要に応じて電話、E-mail等で連絡を密にして情報の共有化および意見交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1. 「取締役会」

取締役会は、取締役8名で構成しており、迅速かつ的確な意思決定を行うことができる適正な規模と考えております。また、うち2名は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

毎月の取締役会では重要事項に関する決議とともに業績等の進捗確認を行っております。また、四半期毎、役員、幹部社員および国内外の子会社、関連会社代表者から構成する連結経営戦略会議を開催しており、目標展開、業務執行状況の確認、課題への対応を議論し決定すると同時にコンプライアンスの徹底を図っております。

2. 「監査役会」

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役4名（男性3名、女性1名）で構成され、会社法第2条第16号に定める社外監査役は非常勤の監査役2名となっております。常勤監査役五味正志及び矢島豪氏は、経営管理イニシアティブのゼネラルマネージャーとして、経営分析・業績確認等を行う各種会議に参画しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。各監査役は取締役会その他重要な会議に出席する他、取締役等から営業の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類の閲覧、グローバルな企業グループの業務および財産の状況を調査するために本社および主要な事業所に往査を行っております。

監査役会は監査方針等を決定し、各監査役の監査状況等の報告を受ける他、会計監査人から随時監査に関する報告を受けております。

3. 「会計監査」

会計監査については、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、当社との間には特別な利害関係はありません。

当社は、金融商品取引法および会社法上の監査を受けている他、会計処理ならびに会計監査における諸問題について随時検討し、また、定期的に会計監査人との協議を実施しており、財務諸表等の適正性の確保と維持に努めております。

監査役は会計監査法人の往査に立会い、また、監査講評会に出席し会計監査人から報告を受けるなど連携を図り、監査の実効性が上がるよう努めております。

4. 「内部統制」

平成20年度から、新たに金融商品取引法により上場会社に対し財務報告に係る内部統制報告書の提出を求められていることから、経営戦略センターに内部統制推進担当者を置き、内部統制の整備・運用・評価に重点をおいて内部統制報告が適切に行えるよう取り組んでおります。

5. 「内部監査」

内部監査については、業務監査センター（人員数3名）が代表取締役の指示に基づき行っており、監査役、会計監査人および内部統制部門と定期的に情報交換し、相互連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は会社法上の監査役設置会社であり、前述のとおり取締役8名のうち2名が社外取締役であり、監査役4名のうち2名が社外監査役であります。当社は取締役会に客観的な意見を反映させるため、社外取締役から、経営者の見地に立った当社の業務執行の監視をお願いするとともに、経理・法務等の専門的知見を有する社外監査役および常勤監査役が内部監査部門である業務監査センター等と連携し監査を行うことにより、業務の適正性を確保していると考え、本体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より1週間早い総会開催日の3週間前に発送しております。また、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨に沿って株主の皆様へ早期に情報をご提供する観点から、発送日7日前に東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」、当社ウェブサイト、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に、和文・英文ともに掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日を6月の土曜日に設定し、集中日開催を回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使に加えて、インターネットによる議決権行使も可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加し、招集通知の早期伝達とタイムリーな議決権行使状況の把握に努めております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英語版(全文)を作成し、東京証券取引所、当社ウェブサイトおよび株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表日翌日、東京において社長及び経営管理イニシアティブ担当役員が出席してアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、アナリスト・機関投資家向け説明会資料、株主総会招集通知(和文・英文)、決議通知、報道発表資料等を原則公開日当日に当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理イニシアティブ経営戦略センター及び同総務センターが担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程類の最上位に位置する「企業ミッション」において次のとおり定めております。「KOAは私たちを支えていただいている"5つの主体"すなわち株主様、お客様・お取引先様、社員・家族、地域社会、地球との信頼関係構築に努める。」
環境保全活動、CSR活動等の実施	国内外主要生産拠点においてISO14001認証取得済。 環境負荷低減活動は「おてんとうさま*活動の成果」として、また、森林保全のための人材育成、天竜川水系のゴミ拾い、オフィス古紙のリサイクル事業、地域文化・自然等保護活動等への助成活動等を展開、これらを「KOAらしさに関するご報告」 http://www.koaglobal.com/corporate/csr/rashisa にて開示しております。 *KOAでは環境マネジメントシステムを「おてんとうさま」と称しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は「株主様、お客様、お取引先様、地域社会、社員・家族、地球」を、当社を支えてくださっている5つの主体として捉え、その主体との信頼関係構築を当社の使命（ミッション）として位置付け、取締役がその職務の執行に対して責任を持ち進めてきております。その更なる強化のために以下の体制を継続的に向上させてまいります。

1. 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、経営理念体系である、「KOAマインド（行動規範・行動指針）」を社内規程として定め、当社グループの全ての役員及び従業員はこれを遵守する。
- (2) 当社グループは、「内部通報制度規程」に基づき、組織又は個人による不正・違法・反倫理的行為を速やかに認識し対処する。
- (3) 業務監査センターは、「内部通報制度規程」その他社内関係規程に基づき、監査役等と連携を図り、子会社を含めたグループ全体の監査を行い、その結果を被監査部門及び当社社長へ報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切かつ確実に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループは、当社グループにおけるリスクを分析し、各リスクに対応したリスク管理体制を構築し、リスク管理の基本方針として「リスク管理規程」を定め、損失発生 の事前防止に努める。
- (2) 各担当取締役は、各部署におけるリスク管理体制整備を推進するとともに、その実施状況について取締役会への報告を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会において重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、経営戦略会議を開催し、業務執行に関する事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。また、子会社の責任者を含めた連結経営戦略会議を開催し、目標展開、業務執行状況の確認、グループ共通の経営課題への対応を議論し決定する。
- (2) 日常の業務執行に関しては、組織及び業務分掌規程等に基づき権限を委譲し、各階層の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき関係会社毎にそれぞれの管理責任を負う担当取締役を任命する。
- (2) 関係会社担当取締役は、関係会社の機動的運営を図り、相互の発展に努めるとともに、当該関係会社の重要な情報については当社の取締役会へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役は、必要に応じて、監査役の業務を補助すべき使用人を監査補助者として置くものとし、その選任、異動、人事評価については取締役と監査役の協議事項とする。
- (2) 監査補助者は監査役から監査業務に関する指揮命令を受けたときは、これに関して取締役及び他の使用人の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
- (2) 業務監査センターは、内部通報制度に定める内部通報窓口として、当社グループからの通報を受け付け、通報の内容の重要性により必要に応じて倫理コンプライアンス委員会に報告する。当社監査役は倫理コンプライアンス委員会を通じてその報告を受領する。
- (3) 当社グループは、上記報告又は通報を行った取締役及び使用人に対し、これを理由とする不利益扱いを禁止することを社内関係規程に定める。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会その他重要会議等に出席し、経営の適法性及効率性について監査するとともに、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認、対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備状況、重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める。
- (2) 監査役は、必要に応じて、会計監査人とそれぞれ意見交換会を開催する。

9. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理については、社内関係規程に基づき監査役の請求等に従い速やかに処理を行う。
- (2) 監査役がその職務の執行について生じる費用等は、社内関係規程に基づき、毎年予算編成を行う。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定し、これに基づき内部統制の体制を整備、運用及び評価する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体からの不当要求にも屈せず、これに対して毅然とした態度で臨む。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力や団体からの不当要求にも屈せず、これに対しては毅然とした態度で臨みます。また、当社グループは、グループの行動規範・行動指針である「KOAマインド」にその旨を宣言し、周知徹底を図っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

1. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針の内容

当社は、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大量買付であっても、当社自身の企業価値を増大させ、株主利益を向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものもありえます。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業文化やステークホルダーとの強固な信頼関係など当社の多様な企業価値の源泉を十分に理解したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

①創業の精神

当社の創業者である向山一人（むかいやま かずと）は、1914年に長野県中箕輪村（現在の長野県上伊那郡箕輪町）の養蚕農家に生まれました。現在でも当社の本社と主要製造拠点の多くが立地する長野県伊那谷地方は、当時は豊かな養蚕地帯でした。世界的に有名であった岡谷の片倉製糸工業はじめ、多くの製糸工場が立地し、農家は蚕を飼い繭を出荷し現金収入を得ていました。そうした状況が一転するのは1929年の世界大恐慌です。これを契機に生糸価格の暴落が始まり、また、人造絹糸などの登場もあり日本の生糸産業は以降衰退の一途をたどります。養蚕農家は貴重な労働力であった多くの子供たちを養うことができず、長男以外は家を出ざるを得ませんでした。

創業者も8人兄弟の二男で、多感な時期に故郷が疲弊していく様を見て育ち、自らも東京で苦学する道を選びます。そうした中、電気、特に弱電分野に事業の将来性を見出し、1940年、弱冠26歳で独立・起業、翌年には生まれ故郷に工場をお設置しました。以来「お百姓がお百姓として家族そろって暮らせるように」、農村地帯に現金収入の途を作るべく「農工一体」を掲げて経営を進めてまいりました。「商売の電話を急報で申し込んで、つながるのに半日かかった」という地方企業のハンディキャップと生産コストの安い海外勢に対して、「自らの職場は自らで守る」という精神のもと、地道な「改善」と技術開発を積み重ね競争優位を確保することで、今日では固定抵抗器では世界でトップクラスのシェアを持つグローバル企業に成長してまいりました。

当社の企業価値の源泉は、こうした「創業の精神」を営々と受け継ぎ、日本をはじめ立地する地域に真の意味で根ざし、信頼関係を構築しながら企業価値向上にひたむきに努力する熱意にあふれる企業文化にまず求められると考えます。そのうえで、中国、北米、東南アジアにいち早く進出し、その後のヨーロッパも加えグローバルな生産、マーケティング・販売網を構築いたしました。

②KPS (KOA Profit System)

1980年代後半から継続して取り組んでいる、全員参加型の改善活動であるKPS (KOA Profit System) では、まずトヨタ生産方式を取り入れ、生産工程のみならず経営全般の「ムダどり」に取り組みました。

2000年代に入り、KPSは次の段階として品質をテーマにいたしました。販売先を汎用品主体の家電市場等から、桁違いの品質・信頼性が求められる市場へシフトしていくために、車載用途を象徴的な拡販先として定め、「クオリティ・ファースト」活動を進めてまいりました。この活動においては、製品品質のみならず仕事の質、携わる社員の質すべての向上を目指しました。この活動の成果もあり、車載用途は活動開始時に売上高の1割程度だったものが、現在では4割近くまで増え、お客様からは「品質とサービスのKOA」というご評価をいただけるようになりました。こうしたブランド価値が、当社の誇りであり宝でもあります。

さらに、当社は2010年代に入り、KPSの第三ステージを開始いたしました。それはひと言でいうと「イノベーションへの対応」です。2020年に創業80周年を迎える固定抵抗器専門メーカーとしての歴史の中で、当社は、基盤技術である厚膜、薄膜を中心としたプロセス技術、材料技術、生産・管理技術などを蓄積してまいりましたが、これらをお客様との技術・製品開発などの“共創”に活用していこうという活動です。変化の時代に、自社開発・育成では間に合わない、お客様のいわば「欠けたピース」を当社の基盤技術で補っていただくだけでなく、変化の先に生まれる新たな製品・技術需要を見越して、当社から積極的にご提案するために、マーケティングや技術部門への投資を強化しており、その成果としてすでに他社の機構部品と当社の抵抗器を組み合わせた新製品などがリリースされております。

③抵抗器と今後の展開

製品開発においては、大電流の検出に適した高精度低抵抗器、大気汚染等の環境下でも安心してお使いいただける耐硫化性を高めた抵抗器、三次元高密度実装への対応のための超薄形受動部品、高い電圧でも使用可能な高耐圧チップ抵抗器、耐環境性に優れた小形ヒューズ、自動運転等高度な制御機器を守る高エネルギー耐量で優れた応答性を持つノイズ吸収部品、高温環境下での使用が可能な温度センサなどの品揃えを拡充しております。

特に、車載分野では環境規制の強化により一層の電動化が進むことから、走行用はもとよりパワーステアリング駆動などでモーターの使用数の増加が見込まれています。これらの回転を制御するには回路に流れる電流を精密に検出する必要がありますが、当社はかねてからこの用途に適した、高精度の「金属板抵抗器」に注力してまいりました。電流検出ニーズは車載以外にも、産業用機器など多くの分野で増加が見込まれており、この用途でもお客様のニーズにお応えする製品の拡充を進めてまいります。

④お客様と共創できる研究開発型企業へ

当社は、研究開発型企業を目指し、国内外の研究機関・大学などと共同で要素技術開発から新製品・新規事業開発につなげる活動を積極的に行っておりますが、その一環として、2016年4月、福岡県北九州市の北九州学術研究都市「ひびきの」に、北九州研究所を開設いたしました。「ひびきの」は、「アジアの中核的な学術研究拠点」と「新たな産業の創出・技術の高度化」を目指して、北九州市・福岡県が2001年に設立しました。現在、理工系大学、公的研究機関、半導体・エレクトロニクス、自動車、産業用ロボット関連の企業などが集結し、筑波研究学園都市と並ぶ有数の研究開発都市となっています。特に、当社が注力しているカーエレクトロニクスやロボットなどの産業機器に携わる企業などとの研究会も盛んに行われています。このようなイノベーションの場に直接身を置き、情報収集・情報発信及び各種研究会へ参画することにより、研究機関の研究者、企業の技術者、大学院の学生とのネットワークを構築しつつあります。北九州研究所は、さまざまなモノがインターネットにつながりこれを制御することで暮らしをより便利にしようとする「IoT」時代を見据えて、情報の入り口である各種センサの開発にも注力し、新たなビジネスへ結実させる役割も背負ってまいります。

⑤2020年、創業80周年に向けて

東日本大震災とそれ以降日本各地で続いた地震により、事業継続に対するお客様からのご要求が強まっております。当社では早くから工場建屋

の耐震補強工事及び天井等の落下防止工事を進めてまいりました。また、2012年には国内最新鋭のフラットチップ抵抗器生産工場を長野県下伊那郡阿智村に、2013年には子会社の真田KOA株式会社が老朽化した工場を集約して新工場を長野県上田市にそれぞれ新築しました。さらに2016年には、製品の試験、研究開発用施設を新設するとともに、併せて老朽化した物流センターを新築するなど、グループの重要施設の更新等による事業継続体制の強化・拡充を図っております。加えて、品質の高信頼性に対する要求もますます強くなってきております。アメリカにおける日本車のリコール問題のように、その対応を一步誤ると、企業ばかりではなく、サプライチェーン全体が甚大な影響を受けることも目の当たりにいたしました。当社は、2016年度においても連結売上高の63%が日本以外での売上でありながら、その73%を日本国内で生産しております。当社は、日本国内でのものづくりの強みを生かし強化しながら、日本ならではの高品質・高信頼性製品の生産を行うとともに、グローバルなネットワークを生かしイノベーションの最新情報を収集しながら、競合に伍していく所存です。

当社は、今後とも株主、お客様・お取引先様、社員とその家族、地域社会、そして地球という5つの存在を、当社を支えていただく主体と認識し、当社との間に「信頼」を築き上げていくことを企業使命として、今後とも、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指してまいります。これらの取組みは、前述の基本方針の実現に資するものと考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

買付者から大量の株式買付の提案があった場合において、当社の株主の皆様が、当社の有形無形の経営資源、中長期的に将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する多様な諸要素を十分に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断することは必ずしも容易でないものと思料されます。そこで、当社取締役会は、当社株式に対する買付が行われた場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するため、平成20年6月14日開催の第80回定時株主総会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成23年6月18日開催の第83回定時株主総会、平成26年6月14日開催の第86回定時株主総会及び平成29年6月17日開催の第89回定時株主総会において内容の一部を変更したうえで、継続のご承認をいただきました。

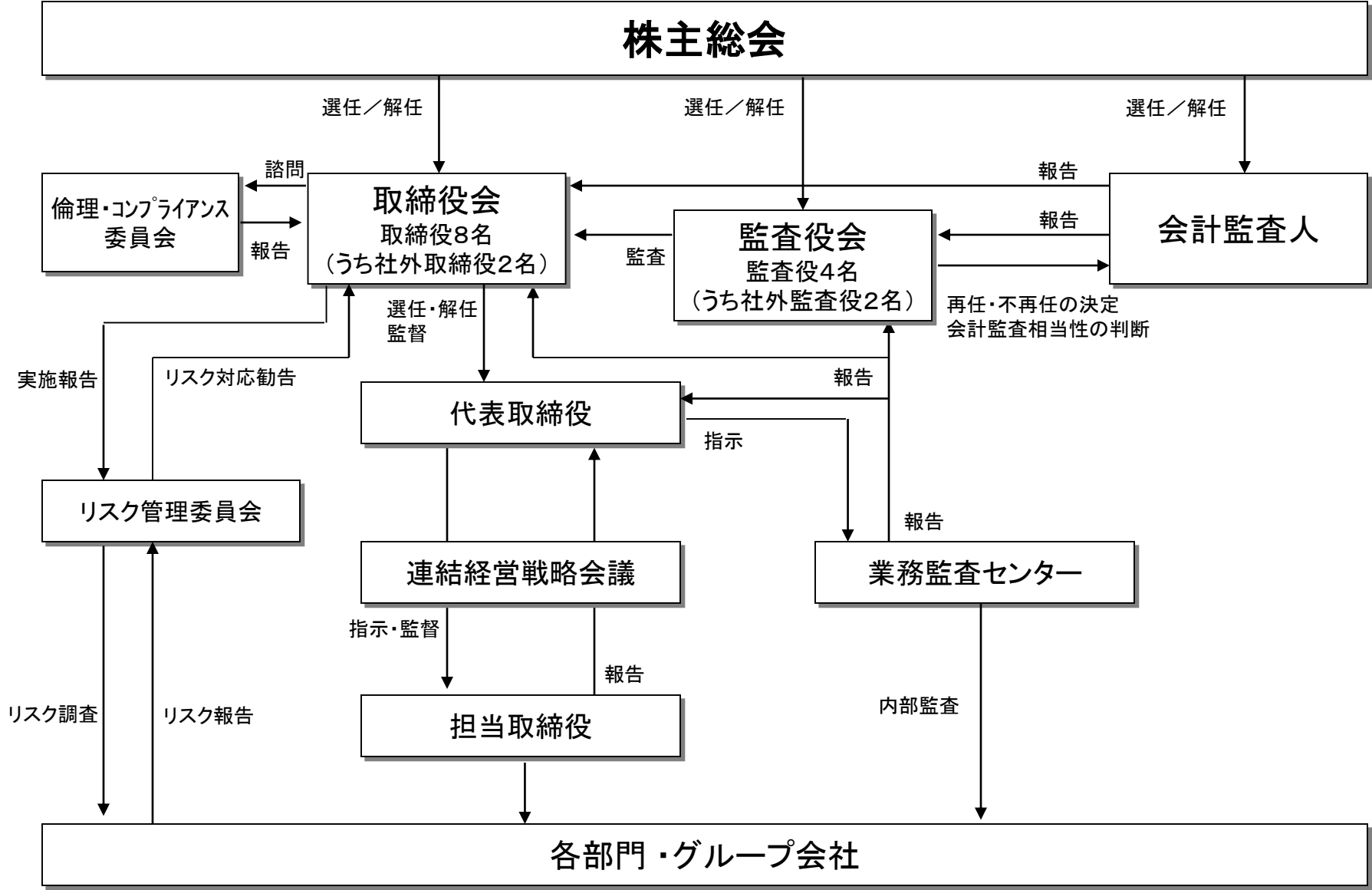
本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものであり、前述の基本方針に沿うものと当社取締役会は判断しております。

また、本対応策は株主総会決議による株主意思に基づくものであること、独立委員会を設置しその判断を重視すること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されております。また、本対応策は、当社の株主総会又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされております。従いまして、本対応策は当社の企業価値、株主共同の利益に資する合理性の高いものであり、当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

コーポレート・ガバナンス体制図



適時開示体制の概要（模式図）

